

鳴海工場改築予定地における土壤汚染について

鳴海工場改築予定地について、旧工場の解体工事が終了したことに伴い、旧工場跡地部分について、改めて土壤汚染調査を実施したところ、新たに、環境保全条例に定める「土壤汚染等処理基準」を超えた物質がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 対象地名 名古屋市鳴海工場 旧工場跡地
- 2 所在地 名古屋市緑区鳴海字天白90番地
- 3 汚染状況

	汚染物質	基準を超えた濃度	基準に対する倍率	土壤汚染等処理基準	基準超数／調査数
土壤含有量調査	鉛及びその化合物	180mg/kg	1.2倍	150mg/kg	1 / 6 3
土壤溶出量調査	砒素及びその化合物	0.011mg/L～0.19mg/L	1.1～19倍	0.01mg/L	2 2 / 8 9

- ※ 調査数には、深さ方向の調査など同一地点で複数実施した調査を含みます。
- ※ 新たに基準を超えた物質は、鉛の土壤含有量です。なお、この部分は、現在、アスファルト舗装又は碎石で覆われており、飛散するおそれはありません。
- ※ 砒素については、過去に行った周辺の井戸の地下水調査において基準値以下でした。

4 今後の対応

汚染土壤については、公害対策課と協議しながら、新工場建設時に除去等の対策を講じる予定です。

[参 考]

(1) 鉛の毒性について

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は10gとされている。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が0.4～0.5mg/Lを超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。人における鉛の経口摂取による発ガン性は、適切な資料が現在まで報告されていない。

10gは、今回の汚染物濃度（含有量180mg/kg）では、土56kgに含まれる量になります。

(2) 砒素の毒性について

急性毒性：70～200mgの摂取により、嘔吐、腹痛、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

慢性毒性：3～6mg/Lの量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。皮膚ガンの危険性はWHOにより0.2mg/Lを生涯摂取した場合5%の危険性があるとされている。

70mgは、今回の汚染物濃度（溶出量0.19mg/L）では、水370Lに含まれる量になります。

出典：「改訂2版水道水質基準ガイドブック」

(1)及び(2)の下線部分は、名古屋市において挿入しました。